

都道府県の管理計画に見る空間スケール

第二種特定鳥獣管理計画等の作成状況

平成31年2月時点で管理計画が作成されているのは特定鳥獣保護管理計画(以後、特定計画)7県、任意計画12都府県です。平成16年に環境省より「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(カワウ編)」が公表されると、都道府県でカワウの管理計画が作成されるようになり、平成19年に福島県、山梨県、滋賀県、山口県でそれぞれ「福島県カワウ保護管理計画」、「山梨県カワウ管理指針」、「カワウ総合対策計画」、「山口県カワウ食害防除対策ガイドライン」が作成されました。続いて、平成20年に栃木県が、平成23年には静岡県がそれぞれ「栃木県カワウ保護管理指針」、「静岡県カワウ保護管理指針」を作成したものの、それ以降、管理計画を作成する都道府県数はしばらく増えませんでした。

この状況に変化が生まれたのは、「カワウ被害対策強化の考え方」(平成26年4月23日農林水産省・環境省公表)が示され、中国四国カワウ協議会が発足した平成26年のことであり、以後は特定計画を含めたカワウの管理計画を策定・作成する自治体が増加し続けています。平成29年度も、新潟県で特定計画が、青森県、岩手県、東京都、岡山県で任意計画が作成されました。今後も各地で管理計画が作られたり、改訂が行われていくと思います。しかし、管理計画を作成して終わり、ではありません。管理計画に基づいて、具体的な対策を、現場の状況に応じて実施していくことが必要になります。

表1. 都道府県における特定計画等の作成状況。◎は特定計画が作成されている県を、○は任意計画が作成されている県を示す。

| 都道府県 | 作成状況 | 都道府県 | 作成状況 |
|------|------|------|------|
| 北海道 | | 滋賀 | ◎ |
| 青森 | ○ | 京都 | ○ |
| 岩手 | ○ | 大阪 | |
| 宮城 | | 兵庫 | |
| 秋田 | | 奈良 | |
| 山形 | | 和歌山 | |
| 福島 | ◎ | 鳥取 | ○ |
| 茨城 | | 島根 | |
| 栃木 | ○ | 岡山 | ○ |
| 群馬 | ◎ | 広島 | ◎ |
| 埼玉 | ○ | 山口 | ◎ |
| 千葉 | ○ | 徳島 | |
| 東京 | ○ | 香川 | |
| 神奈川 | | 愛媛 | |
| 新潟 | ◎ | 高知 | |
| 富山 | ◎ | 福岡 | |
| 石川 | | 佐賀 | |
| 福井 | | 長崎 | |
| 山梨 | ○ | 熊本 | |
| 長野 | | 大分 | |
| 岐阜 | ○ | 宮崎 | |
| 静岡 | ○ | 鹿児島 | |
| 愛知 | | 沖縄 | |
| 三重 | | 計画数 | 7+12 |

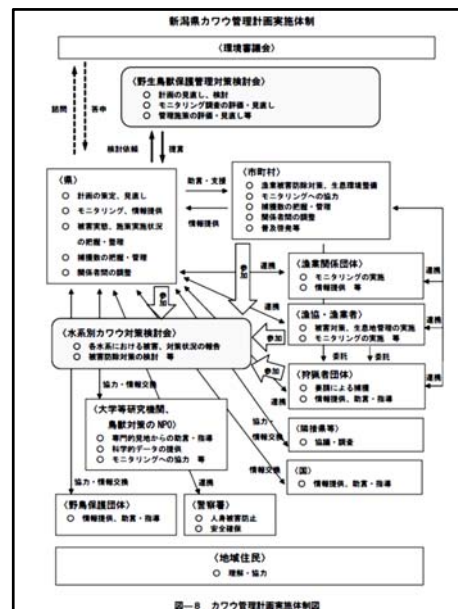
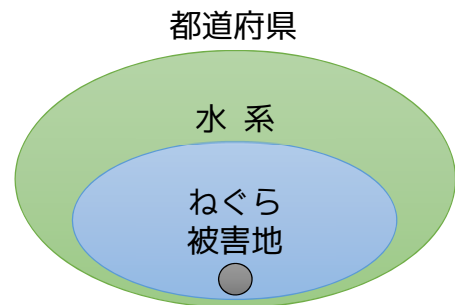
特定計画 ◎ 任意計画 ○

ここでは、都道府県でカワウの管理を考える際に重要なポイントとして専門家が掲げる「3スケール」について、いくつかの県で作成されている管理計画の内容を紹介しながら解説します。

“ 3 スケール ” で考えるカワウの管理

カワウの管理計画は都道府県で作成され、その範囲で管理目標を掲げて、各種の対策が取り組まれます。しかし、都道府県全体を見渡すと、多数のねぐらやコロニーが点在し、各地で漁業被害や生活環境被害が発生しています。どこからどう手を付けたら良いか、迷うことがあると思います。

カワウの専門家らは、都道府県のカワウの管理を考える際に、3つのスケールを意識すると良い、とアドバイスしています。最も広いスケールは都道府県全体で、最も狭いスケールがねぐら・コロニーや被害地といったピンポイントの地点です。その間に、中程度のスケールを設けて、都道府県をいくつかに分離させることで、管理の方向性が見えやすくなる、というのです。どれくらいの広さで中程度のスケールを設定すると良いかは、都道府県状況によって変わってくると思いますが、カワウの専門家らは都道府県をいくつかの地域に分類できる水系単位を推奨しています。その範囲で、会議（新潟県の管理計画では、「水系別カワウ対策検討会」として位置付けられています）を開いて管理の方向性を議論すれば、都道府県全体で大勢が集まって議論するよりも、具体的な対策の議論がしやすくなります。



新潟県カワウ管理計画 p17 (新潟県 2018)

管理ユニットの設定 (広島県)

広島県第2種特定鳥獣(カワウ)管理計画では、河川流域をもとに県を大きく4つの地域(広島県ではこれを管理ユニットと呼んでいる)に分けています。そして、管理目標や対策の実施内容、効果検証項目をそのユニットごとに決めています。また、新潟県と同じように、広島県全体の協議会のほかに、地域別協議会を設けることとしています。

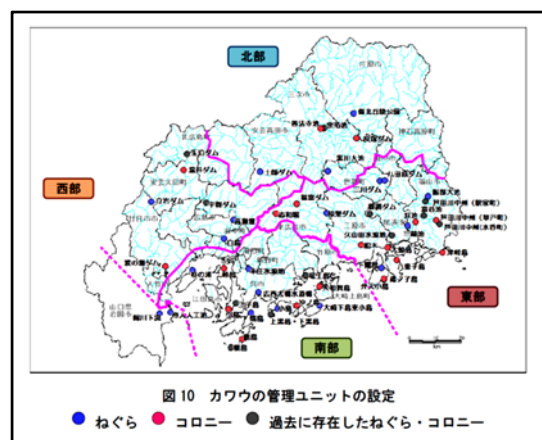


図10 カワウの管理ユニットの設定 第二種特定鳥獣(カワウ)管理計画 p34 (広島県 2017)

ねぐらと飛来地を地図に重ねて地域を区分する（山口県）

山口県では、ねぐら・コロニーでの個体数調査のほかに、沿岸部や河川に沿ってカワウの飛来状況調査が実施されています。ねぐら・コロニーの位置と飛来状況調査を実施している河川や海岸線を同じ地図に重ね、調査から得られたデータやカワウの行動半径を考慮して県内を6つの地域（山口県ではこれをホットスポットと呼んでいる）に区分しています。広島県では、地理的な情報をもとに県内を4つの管理ユニットに分類していましたが、山口県では県内の主要な水辺で飛来状況調査を実施することで、ねぐら・コロニーと被害地との関係を明らかにし、より具体的に地域を区分しています。

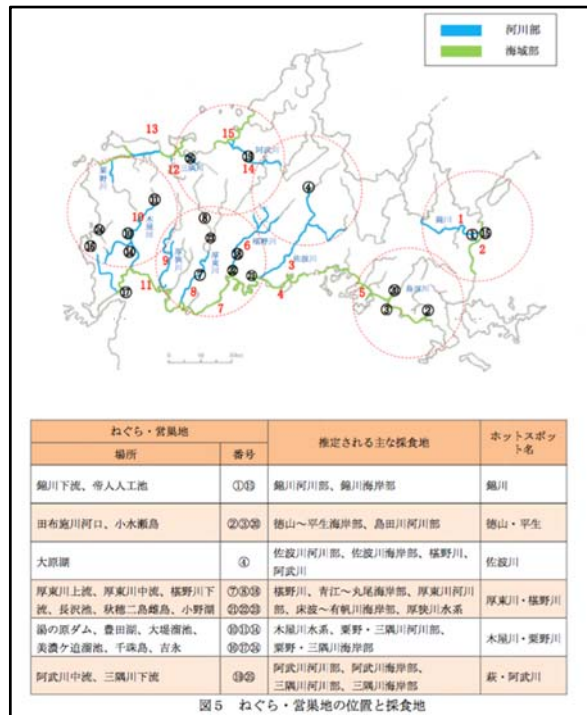


図5 ねぐら・営巣地の位置と採食地

第2期 第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画 p5
（山口県 2017）

ねぐらごとの管理目標（岐阜県）

岐阜県カワウ被害対策指針では、漁協が主体となって実施する被害地での防除対策のほか、ねぐら・コロニーの分布域の抑制と捕獲の推進を掲げています。そして、個々のねぐら・コロニーごとにカワウを追い出してねぐらを除去したり、個体数調整によってカワウを減らすなどの対策内容と管理目標を定めています。また、地図上にその対策を記入して、対策の関連性がわかるようにしており、県全体のビジョンの中で各対策がどのような役割を担うのか示されています。



図13 カワウ対策の概要図

岐阜県カワウ被害対策指針 p23（岐阜県 2016）